

高齢者の障害者控除 認定書の発行について

平成29年1月
横浜市

65歳以上の方で、寝たきりや身体障害者等に準ずると各区福祉保健センター長が認定した場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

この認定書により、所得税や市民税などの課税対象となる所得金額から一定金額の控除を受けることができます。

納税義務者本人又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が年齢65歳以上で、申請年度の12月31日時点(死亡した場合は死亡日)に下の表の対象者①～④のいずれかに該当する場合は、各区福祉保健センター高齢・障害支援課にお問い合わせください。

区分	障害者控除	特別障害者控除
対象者	① 身体障害者(3級から6級まで)に準ずる方 ② 認知症(軽度又は中度)に準ずる方 ③ 知的障害者(軽度又は中度)に準ずる方	① 身体障害者(1又は2級)に準ずる方 ② 認知症(重度)に準ずる方 ③ 知的障害者(重度)に準ずる方 ④ 6ヶ月程度以上ねたきりで、食事・排泄等の日常生活に支障のある方
所得税の控除額	所得金額から27万円が控除されます	所得金額から40万円が控除されます
市民税・県民税の控除額	所得金額から26万円が控除されます	所得金額から30万円が控除されます

《同居特別障害者控除について》

※ 平成22年度の税制改正により、控除対象となる配偶者又は扶養親族が、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障害者の場合は、控除の金額が、所得税75万円、市民税・県民税53万円となります。
(所得税は平成23年分、市民税・県民税は平成24年度分から適用)

※ 要介護認定と障害者控除認定は判断基準が異なるものであるため、要介護認定を受けた方が、必ずしも障害者控除認定の対象になるとは限りません。
また、要介護認定を受けていない方であっても、障害者控除の認定の対象となる場合があります。

○お問合せ先

1 各区福祉保健センター—高齢・障害支援課（障害者控除の認定について）

居住区	電話番号	居住区	電話番号	居住区	電話番号
鶴見	045-510-1767	保土ヶ谷	045-334-6382	青葉	045-978-2449
神奈川	045-411-7097	旭	045-954-6125	都筑	045-948-2306
西	045-320-8410	磯子	045-750-2417	戸塚	045-866-8439
中	045-224-8167	金沢	045-788-7777	栄	045-894-8415
南	045-341-1136	港北	045-540-2327	泉	045-800-2415
港南	045-847-8415	緑	045-930-2311	瀬谷	045-367-5713

2 税務署（所得税の障害者控除等の手続について）

※ 所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当

税務署名	居住区（対象区）	電話番号
鶴見税務署	鶴見	045-521-7141
横浜中税務署	西・中	045-651-1321
保土ヶ谷税務署	保土ヶ谷・旭・瀬谷	045-331-1281
横浜南税務署	南・磯子・金沢・港南	045-789-3731
神奈川税務署	神奈川・港北	045-544-0141
戸塚税務署	戸塚・栄・泉	045-863-0011
緑税務署	緑・青葉・都筑	045-972-7771

3 各区税務課（市民税・県民税の障害者控除等について）

居住区	電話番号	居住区	電話番号	居住区	電話番号
鶴見	045-510-1711	保土ヶ谷	045-334-6243	青葉	045-978-2241
神奈川	045-411-7041	旭	045-954-6043	都筑	045-948-2261
西	045-320-8341	磯子	045-750-2352	戸塚	045-866-8351
中	045-224-8191	金沢	045-788-7744	栄	045-894-8350
南	045-341-1157	港北	045-540-2264	泉	045-800-2351
港南	045-847-8353	緑	045-930-2261	瀬谷	045-367-5651